

## 地球温暖化対策推進に関する意見書

平均気温の上昇により真夏日の日数がふえている。地球温暖化による農業、林業、漁業への影響のみならずオキシダント濃度が上昇し、光化学スモッグの発生による直接的な健康被害がふえる可能性がある。

「京都議定書」で我が国は、1990年の温室効果ガス排出量に対する6%の削減義務を約束した。ところが現状では「京都議定書」で約束した温室効果ガス削減目標の達成が困難な見通しが示されている。

国が温暖化対策に向けて取り組むべきことは、対外的には「京都議定書」の発効促進のために外交努力を行うことであり、国内では総合的かつ実効性のある対策を速やかに開始、推進することである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、以下の事項を実行するよう強く要望する。

- 1 日本の温室効果ガス排出量は、部門別で見ると8割が企業・公共部門であり、ここでの対策を抜本的に強化すること。
- 2 既存の税制を見直し、環境に負荷を与えるものに対する環境税の創設及び排出権取引等の経済的手法による対策を実施すること。
- 3 天然ガス車等の低公害車補助の拡充及び天然ガス供給スタンドの増設に対する財政支援をすること。
- 4 新エネルギー（風力・太陽熱等）導入に対する補助を充実し、事業者に対する税制上の優遇処置を講じるとともに、電気事業者による新エネルギーの利用目標を大幅に拡大し、電力の買入れ価格を引き上げること。
- 5 我が国の森林保全のために森林経営・管理に対する財政的支援措置及び途上国における森林保全に対し財政的・技術的支援を強化すること。
- 6 ヒートアイランド対策を推進するために、都市における緑資源（緑地）の保全対策、道路の保水性舗装等の被覆対策及び駐車場緑化、屋上緑化等を補助金等の財政援助により普及、促進させること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成16年9月28日

三鷹市議会議長 久保田 輝 男